

議題（１）「合併に関する基本的な事項」について

「財産の取扱い」	・・・・・・・・・・	3	～
「特別職の身分の取扱い」	・・・・・・	5	～
「組織機構及び支所の取扱い」	・・・・・・	8	～
「条例・規則等の取扱い」	・・・・・・	10	～
「使用料・手数料等の取扱い」	・・・・・・	13	～
「公共的団体等の取扱い」	・・・・・・	15	～
「各種団体への補助金・交付金の取扱い」	・・・・・・・・・・	18	～
「慣行の取扱い」	・・・・・・・・・・	20	～

議題（２）地域自治組織について

・資料 地域自治組織のイメージ図

（第２７次地方制度調査会で決定した「今後の地方自治制度のあり方
についての中間報告」の地域自治組織について）

・・・・・・・・・・ 22

・「合併に関する基本的な事項」の協議状況一覧表

項 目 名		第3回	第4回	第5回	第6回以降	協議結果等
1 基本項目	合併の方式					継続協議
	合併の期日					平成17年3月末までを目途とする
	新市の名称					継続協議
	新市の事務所の位置					長岡市内とする
2 法による 特別項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い					継続協議
	農業委員会の委員の定数 及び任期の取扱い					継続協議
	地方税の取扱い					合併後に統一 (5年間を限度として不均一課税を 実施する。)
	一般職の職員の身分の取扱い					全て新市に引き継ぐ
	地域審議会の取扱い					継続協議
3 その他	財産の取扱い					
	特別職の身分の取扱い					
	組織機構及び支所の取扱い					
	条例・規則等の取扱い					
	一部事務組合等の取扱い					合併の枠組み確定後、住民生活への影響や事務事業の効率性等を考慮して調整する。
	使用料・手数料等の取扱い					
	公共的団体等の取扱い					
	町名・字名の取扱い					各市町村や地域と調整を行い、重複町名が生じないように調整する。
	各種団体への補助金・交付金の取扱い					
	慣行の取扱い					

は協議中または協議予定の項目 は協議終了(法定協議会で再度協議するものも含む)

「財産の取扱い」

(調整方針案)

財産はすべて新市に引き継ぐものとする。

- ・資料 調整方針案詳細(財産の取扱い)

資料 調整方針案詳細（財産の取扱い）

データ基準日 平成13年度決算

8市町村の主な財産の状況

長岡市		見附市		栃尾市		中之島町		越路町	
公有財産		公有財産		公有財産		公有財産		公有財産	
・土地	6,723,154 m ²	・土地	1,277,794 m ²	・土地	1,401,895 m ²	・土地	329,007 m ²	・土地	438,785 m ²
・建物	588,585 m ²	・建物	162,596 m ²	・建物	120,053 m ²	・建物	55,127 m ²	・建物	56,697 m ²
・山林	257,424 m ²	・山林	29,471 m ²	・山林	65,481 m ²	・山林	0 m ²	・山林	0 m ²
・物権	地上権等あり	・物権	地上権等あり	・物権	なし	・物権	地上権等あり	・物権	なし
・有価証券	895,583 千円	・有価証券	12,584 千円	・有価証券	62,364 千円	・有価証券	200 千円	・有価証券	1,260 千円
・出資による権利	3,330,296 千円	・出資による権利	326,590 千円	・出資による権利	383,217 千円	・出資による権利	72,485 千円	・出資による権利	95,583 千円
物品(自動車)	332 台	物品(自動車)	116 台	物品(自動車)	114 台	物品(自動車)	46 台	物品(自動車)	51 台
(車除く300万以上)	95 件	(車除く300万以上)	19 件	(車除く300万以上)	25 件	(車除く300万以上)	23 件	(車除く300万以上)	0 件
債権	1,185,292 千円	債権	2,788,096 千円	債権	320,574 千円	債権	37,098 千円	債権	47,783 千円
基金	4,601,426 千円	基金	3,664,295 千円	基金	3,532,675 千円	基金	1,332,700 千円	基金	3,599,325 千円
財産区	2 件	財産区	1 件	財産区	0 件	財産区	0 件	財産区	0 件
地方債、企業債残高	154,694,979 千円	地方債、企業債残高	34,580,459 千円	地方債、企業債残高	23,280,733 千円	地方債、企業債残高	10,380,438 千円	地方債、企業債残高	10,810,033 千円
債務負担行為残高	8,220,156 千円	債務負担行為残高	352,786 千円	債務負担行為残高	1,143,175 千円	債務負担行為残高	771,714 千円	債務負担行為残高	1,059,494 千円
開発公社借入残高	2,838,705 千円	開発公社借入残高	17,000 千円	開発公社借入残高	360,584 千円	開発公社借入残高	0 千円	開発公社借入残高	0 千円
開発公社預金残高	108,511 千円	開発公社預金残高	6,419 千円	開発公社預金残高	4,819 千円	開発公社預金残高	63,871 千円	開発公社預金残高	169,655 千円
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針案	
公有財産		公有財産		公有財産		財産区の取扱いについては、引続き協議する必要がある。		・財産はすべて新市に引き継ぐものとする。	
・土地	267,108 m ²	・土地	1,021,271 m ²	・土地	1,035,569 m ²				
・建物	32,445 m ²	・建物	32,336 m ²	・建物	54,009 m ²				
・山林	15,718 m ²	・山林	601,733 m ²	・山林	701,559 m ²				
・物権	なし	・物権	なし	・物権	なし				
・有価証券	3,112 千円	・有価証券	0 千円	・有価証券	0 千円				
・出資による権利	76,544 千円	・出資による権利	23,342 千円	・出資による権利	53,807 千円				
物品(自動車)	35 台	物品(自動車)	51 台	物品(自動車)	42 台				
(車除く300万以上)	2 件	(車除く300万以上)	11 件	(車除く300万以上)	3 件				
債権	209,527 千円	債権	29,349 千円	債権	53,955 千円				
基金	2,152,243 千円	基金	1,243,786 千円	基金	802,287 千円				
財産区	0 件	財産区	0 件	財産区	0 件				
地方債、企業債残高	9,789,889 千円	地方債、企業債残高	3,573,929 千円	地方債、企業債残高	9,487,046 千円				
債務負担行為残高	520,014 千円	債務負担行為残高	27,086 千円	債務負担行為残高	439,505 千円				
開発公社借入残高	630,000 千円	開発公社借入残高	0 千円	開発公社借入残高	0 千円				
開発公社預金残高	34,928 千円	開発公社預金残高	3 千円	開発公社預金残高	12,824 千円				

「特別職の身分の取扱い」

(調整方針案)

市長ほか特別職として、助役、収入役、教育長を置く。合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については合併関係市町村の長が別に協議して定めるものとする。

- ・資料 「特別職の身分の取扱い」に関すること

資料 「特別職の身分の取扱い」に関すること

1 特別職の種類（8市町村の現況）

長岡市	見附市	栃尾市	中之島町
市長 助役 収入役 教育長	市長 助役 収入役 教育長	市長 助役（現在は空席） 収入役（ ” ） 教育長	町長 助役 収入役 教育長
越路町	三島町	山古志村	小国町
町長 助役 収入役 教育長	町長 助役 収入役 教育長	村長 助役 収入役（助役が兼務） 教育長	町長 助役 収入役 教育長

教育長は、地方公務員法上一般職の職員。

2 「合併の方式」による特別職の取扱いの違い

新設合併	編入合併
<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村の特別職は、全員失職する。 新市長は選挙で選出される。 助役、収入役は、新市長が議会の同意を得て新たに選任する。 教育長は、教育委員会委員（委員長を除く）のうちから、教育委員会が任命する。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の特別職は、身分に変動はない。（在任する。） 編入される市町村の特別職は、全員失職する。

合併に関与した市町村の特別職が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、特別職を新市において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付ける事例があります。

3 最近の合併における先進地の事例

合併年月日	合併市町村 (人口：人)	市町村数	合併形態	先進地事例
H3.4.1	北上市 (82,902)	1市 1町 1村	新設	市長(北上市長)、助役(利賀町長)、収入役(江釣子村長)。他の合併関係市町村の助役及び収入役は非常勤参与、教育長は非常勤副参与として1年間在任。
H3.5.1	浜松市 (547,875)	1市 1村	編入	編入される村の村長は非常勤参与として4年間在任、助役及び収入役は一般職として在任。
H4.3.3	水戸市 (245,525)	1市 1村	編入	編入される村の村長は水戸市の助役として4年間在任、その他の特別職は失職。
H4.4.1	盛岡市 (278,497)	1市 1村	編入	編入される村の村長は盛岡市の助役として1年間在任、助役は非常勤参与として2年間在任、収入役は非常勤監査委員として4年間在任、教育長は教育委員会非常勤参与として1年間在任。
H5.7.1	飯田市 (106,495)	1市 1町	編入	編入される町の首長、助役、収入役は非常勤参与として3年間在任。
H6.11.1	ひたちなか市 (142,402)	2市	新設	市長(勝田市長)、助役(県から)、収入役(勝田市収入役)、他の両市の4役は、任期の残任期間非常勤特別参与として在任。
H7.9.1	鹿嶋市 (59,092)	1町 1村	編入	全て失職(ただし、旧大野村助役は鹿嶋市助役となる。)
H7.9.1	あきる野市 (71,940)	1市 1町	新設	全て失職(ただし、五日市町長は新市の市長、秋川市助役は新市の助役、五日市町助役は新市の収入役、秋川市教育長は新市の教育長となる。)
H11.4.1	篠山市 (44,752)	4町	新設	全て失職(ただし、篠山町長は新市長、今田町長及び篠山町収入役は新市の助役、丹南町収入役は新市の収入役、西紀町助役は企業管理者となる。)
H13.1.1	新潟市 (527,324)	1市 1町	編入	編入される黒埼町の町長は、新潟市の特別参与として2年4か月在任、助役及び教育長は参与として2年4か月在任、収入役は空席であった。
H13.1.21	西東京市 (180,885)	2市	新設	全て失職(ただし、保谷市長は新市の市長、保谷市教育長は新市の教育長となる。)
H13.4.1	潮来市 (31,944)	2町	編入	全て失職(ただし、牛堀町収入役は新市の助役となる。)
H13.5.1	さいたま市 (1,024,053)	3市	新設	全て失職(ただし、市長(浦和市長)、助役(浦和市助役、国土交通省、総務省、大宮市一般職)、収入役(与野市収入役)、また、他の特別職も関係する団体の役員となっている例がある。)
H13.11.15	大船渡市 (45,160)	1市 1町	編入	編入される町の町長は非常勤参与として1年間在任(その後1年更新)、助役は大船渡市の助役として助役2人体制、収入役及び教育長は非常勤参与として年度末まで在任。
H14.4.1	さぬき市 (57,772)	5町	新設	全て失職(ただし、志度町長は新市長、志度町助役は新市の助役、大川町収入役は新市の収入役、寒川町教育長は新市の教育長となる。)
H14.4.1	久米島町 (9,359)	2村	新設	全て失職(仲里村長は、久米島町の町長となる。)

人口は、合併直前の国勢調査の数値

「組織機構及び支所の取扱い」

(調整方針案)

合併時において住民サービスの低下をきたさないよう、行政の継続性を確保することが重要である。したがって、現在機能している各市町村の現行組織を前提に、次のように組織機構の再編を実施するものとする。

旧市町村の庁舎を本庁又は支所として存続させ、管理機能の一部を本庁に統合するとともに、支所は住民サービスを提供する総合行政機関として位置付ける。

組織機構の再編を段階的・計画的に実施する。

- ・資料 調整方針案詳細（組織機構及び支所の取扱い）

資料 調整方針案詳細（組織機構及び支所の取扱い）

データ基準日 平成15年4月1日

各市町村組織の部・課・係数

長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="2"/> 市長事務部局 部 <input type="text" value="9"/> 課 <input type="text" value="41"/> 係 <input type="text" value="126"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="9"/> 係 <input type="text" value="28"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="2"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="2"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="2"/> 市長事務部局 課 <input type="text" value="11"/> 係 <input type="text" value="35"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="3"/> 係 <input type="text" value="9"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="1"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="2"/> 市長事務部局 課 <input type="text" value="12"/> 係 <input type="text" value="41"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="3"/> 係 <input type="text" value="7"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="0"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="0"/> 町長事務部局 課 <input type="text" value="8"/> 係 <input type="text" value="19"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="2"/> 係 <input type="text" value="4"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="0"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="0"/> 町長事務部局 課 <input type="text" value="8"/> 係 <input type="text" value="30"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="1"/> 係 <input type="text" value="3"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="0"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="0"/> 町長事務部局 課 <input type="text" value="6"/> 係 <input type="text" value="16"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="1"/> 係 <input type="text" value="2"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="0"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="0"/> 村長事務部局 課 <input type="text" value="5"/> 係 <input type="text" value="12"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="0"/> 係 <input type="text" value="3"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="0"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	部・課・係数 議会事務局 係 <input type="text" value="0"/> 町長事務部局 課 <input type="text" value="8"/> 係 <input type="text" value="19"/> 教委事務局 課 <input type="text" value="1"/> 係 <input type="text" value="2"/> 農委事務局 係 <input type="text" value="0"/> 選管事務局 係 <input type="text" value="0"/> 監査事務局 係 <input type="text" value="0"/>	全市一律基準による調整＋ 地域特性を考慮して調整 【組織機構の整備】 ・右事項を基本として合併市の組織機構を整備する。 ・合併市では、常に組織および運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図る。 【既存庁舎等の活用】 ・本庁、支所、出張所などの事務分担は、各専門分科会の検討経過を見ながら調整案を検討する。	合併時において住民サービスの低下をきたさないよう、行政の継続性を確保することが重要である。したがって、現在機能している各市町村の現行組織を前提に、次のように組織機構の再編を実施するものとする。 旧市町村の庁舎を本庁又は支所として存続させ、管理機能の一部を本庁に統合するとともに、支所は住民サービスを提供する総合行政機関として位置付ける。 組織機構の再編を段階的・計画的に実施する。

「条例・規則等の取扱い」

（調整方針案）

条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

- ・資料1 調整方針案詳細（条例・規則等の取扱い）
- ・資料2 市町村合併に伴う例規整備について

資料1 調整方針案詳細（条例・規則等の取扱い）

データ基準日 平成15年4月1日

条例・規則等の数		長岡市		見附市		栃尾市		中之島町		越路町	
例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況	
・条例	180件	・条例	175件	・条例	182件	・条例	131件	・条例	150件	・条例	150件
・規則	219件	・規則	137件	・規則	223件	・規則	128件	・規則	146件	・規則	146件
・要綱、規程等	381件	・要綱、規程等	334件	・要綱、規程等	301件	・要綱、規程等	112件	・要綱、規程等	132件	・要綱、規程等	132件
○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数	
・議会	12件	・議会	8件	・議会	10件	・議会	5件	・議会	11件	・議会	11件
・市長部局	423件	・市長部局	287件	・市長部局	369件	・市長部局	177件	・市長部局	197件	・市長部局	197件
・教育委員会	64件	・教育委員会	56件	・教育委員会	73件	・教育委員会	36件	・教育委員会	38件	・教育委員会	38件
・公営企業	24件	・公営企業	30件	・公営企業	24件	・公営企業	5件	・公営企業	18件	・公営企業	18件
・消防	32件	・消防	30件	・消防	5件	・消防	4件	・消防	4件	・消防	4件
・その他	45件	・その他	60件	・その他	43件	・その他	13件	・その他	10件	・その他	10件
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針案			
例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況		例規類の制定状況			
・条例	128件	・条例	187件	・条例	151件	・事務事業内容の差異を調整した内容で例規を整備する必要がある。		条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。 ・例規整備作業において、例規一覧表や例規原案等の作成に多大な労力を要する。			
・規則	102件	・規則	110件	・規則	142件	・規則					
・要綱、規程等	141件	・要綱、規程等	74件	・要綱、規程等	165件	・要綱、規程等					
○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数		○規則、要綱、規程等の部局別件数			
・議会	6件	・議会	7件	・議会	8件	・議会		・議会			
・市長部局	194件	・市長部局	138件	・市長部局	226件	・市長部局		・市長部局			
・教育委員会	33件	・教育委員会	31件	・教育委員会	44件	・教育委員会		・教育委員会			
・公営企業	0件	・公営企業	5件	・公営企業	4件	・公営企業		・公営企業			
・消防	0件	・消防	3件	・消防	2件	・消防		・消防			
・その他	10件	・その他	0件	・その他	23件	・その他		・その他			

資料2 市町村合併に伴う例規整備について

1 合併後の例規の取扱い

新設合併の場合

合併するすべての市町村の法人格が消滅することにより既存の例規はすべて効力を失うため、新市において必要となる例規は、すべて新たに制定しなければならない。

合併時に即時施行を必要とする事務事業については合併時まで例規を策定し、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業については合併後速やかに例規を制定することとなる。

編入合併の場合

編入する市町村の法人格はそのまま存続するため、編入する市町村の既存の例規は、引き続き効力を有する。

編入する市町村は、事務事業の調整による改正、合併協議会によって定めた各種特例のうち例規で定める必要のあるもの（税の不均一課税等）、編入される市町村の施設等について例規の整備を行うこととなる。

2 例規整備の作業日数

新設合併の場合 およそ1年6月

編入合併の場合 およそ1年

3 8市町村における条例、規則等の総件数（平成15年4月1日現在）

条例 1,284件

規則 1,207件

要綱、規程等 1,640件

4 例規整備の作業内容

例規一覧表の作成

例規の調整方針の検討・決定

例規原案作成調書の作成

例規原案の作成

「使用料・手数料等の取扱い」

(調整方針案)

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似する施設の使用料については、経過措置により段階的に調整するものとする。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保や負担の公平性を考慮し、合併時に統一するよう努めるものとする。

・資料 先進地の使用料・手数料等の取扱いに関する協定事例

資料 先進地の使用料・手数料等の取扱いに関する協定事例

区 分	使用料・手数料等の取扱いに関する協定内容
<p>ひたちなか市 （茨城県勝田市及び那珂湊市の合併） [平成6年11月1日合併]</p>	<p>1 使用料 使用料については、当分の間現行のとおりとする。 なお、2市間で同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>2 手数料 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。</p>
<p>あきる野市 （東京都秋川市及び西多摩郡五日市町の合併） [平成7年9月1日合併]</p>	<p>使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料については、秋川市の制度に統一する。 なお、類似の施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により統一に努める。</p>
<p>さいたま市 （埼玉県浦和市・大宮市・与野市の合併） [平成13年5月1日合併]</p>	<p>1 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>2 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。</p>

「公共的団体等の取扱い」

(調整方針案)

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

- ・資料1 公共的団体等の取扱い
- ・資料2 先進地の公共的団体等の取扱いに関する協定事例

資料1 公共的団体等の取扱い

1 公共的団体等の取扱いに関する考え方

公共的団体の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社、シルバー人材センター、医師会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

団体の設置について市町村の意思が関与しているもの
市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
市町村の事業に大きく関与しているもの

2 公共的団体等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

第16条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

資料2 先進地の公共的団体等の取扱いに関する協定事例

区 分	公共的団体等の取扱いに関する協定内容
<p>篠山市 (兵庫県篠山町・西紀町・丹南町・今田町の合併) [平成11年4月1日合併]</p>	<p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(4) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(5) 各町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p>
<p>新潟市 (新潟市・黒埼町の合併) [平成13年1月1日合併]</p>	<p>公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。</p> <p>両市町に共通している団体は合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。</p> <p>統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努める。</p>
<p>静岡市 (静岡市・清水市の合併) [平成15年4月1日合併]</p>	<p>新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>

「各種団体への補助金・交付金の取扱い」

(調整方針案)

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から、新市において調整を図るものとする。

・資料 先進地の各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する協定事例

資料 先進地の各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する協定事例

区 分	各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する協定内容
<p>篠山市 (兵庫県篠山町・西紀町・丹南町・今田町の合併) [平成11年4月1日合併]</p>	<p>各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>(1)各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>(2)各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>(3)他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p>
<p>新潟市 (新潟市・黒埼町の合併) [平成13年1月1日合併]</p>	<p>各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。</p>
<p>あさぎり町 (熊本県上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村の合併) [平成15年4月1日合併]</p>	<p>各町村の従来からの経緯・実情等に考慮しつつ、予算措置の段階で調整する。</p>

「慣行の取扱い」

(調整方針案)

原則として、各市町村の地域特性を十分尊重しながら調整を行うものとする。

- ・資料 調整方針案詳細(慣行の取扱い)

資料 調整方針案詳細（慣行の取扱い）

データ基準日 平成15年4月1日

「市町村章」、「憲章」、「宣言」、「花・木」、「市町村歌」、「名誉市町村民」

長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 「克雪・利雪市民憲章」</p> <p>(3) 都市宣言 「非核平和都市宣言」 「交通安全都市宣言」 「無雪都市宣言」</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：「ツツジ」 木：「けやき」</p> <p>(5) 市町村歌 「長岡市歌」</p> <p>(6) 名誉市町村民 田村 文吉 小原 直</p>	<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 該当なし</p> <p>(3) 都市宣言 該当なし</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：該当なし 木：「梅」</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない</p> <p>(6) 名誉市町村民 入沢 達吉 北村 一男</p>	<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 「市民憲章」</p> <p>(3) 都市宣言 「核兵器廃絶平和都市宣言」 「交通安全都市宣言」</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：該当なし 木：該当なし</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない</p> <p>(6) 名誉市町村民 該当なし</p>	<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 「町民憲章」</p> <p>(3) 都市宣言 該当なし</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：「ハス」 木：「サクラ」</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない</p> <p>(6) 名誉市町村民 該当なし</p>	<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 該当なし 15年度に「環境憲章」を制定予定</p> <p>(3) 都市宣言 該当なし</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：「ホタルブクロ」 木：「桐・もみじ」</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない</p> <p>(6) 名誉市町村民 白井又三郎 三波 春夫 勝又 俊教</p>
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 「町民憲章」</p> <p>(3) 都市宣言 該当なし</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：「カタクリ、ハナミズキ」 木：「杉」</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない ふるさとソングとして「三島慕情」、 「三島音頭」がある。</p> <p>(6) 名誉市町村民 該当なし</p>	<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 該当なし</p> <p>(3) 都市宣言 該当なし</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：「はぎ」 木：「ぶな」</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない</p> <p>(6) 名誉市町村民 該当なし</p>	<p>(1) 市町村章</p>  <p>(2) 市町村憲章 該当なし</p> <p>(3) 都市宣言 「非核平和宣言」 「雪に強い小国町宣言」</p> <p>(4) 市町村の花・木 花：制定していない 木：雪椿「雪小国」 雪つばき的一种</p> <p>(5) 市町村歌 制定していない</p> <p>(6) 名誉市町村民 該当なし</p>	<p>市町村章や市町村の花・木、市町村憲章などのいわゆる「慣行」については、各地域の歴史や文化、伝統等の地域特性に即して定められており、各市町村において独自の取扱いとなっているため調整が必要となる。</p>	<p>原則として各市町村の地域特性を十分尊重しながら調整を行うものとする。</p>